

認定実技審査制度

認定実技審査は、柔道整復師養成施設指導ガイドラインに定めるところにより、卒業の判定に当たり、生徒の実技能力を審査することを目的とする制度であります。

◆ 認定実技審査制度の目的

柔道整復師国家試験以前の都道府県知事による免許試験においては、筆記及び実技試験が行われておりましたが、柔道整復師法の改正（昭和 63 年 5 月法律第 72 号）に伴う国家試験におきましては筆記試験のみで実技試験がなくなりました。

このことにより、養成施設の教育水準の維持向上とその充実を図る目的のために「各養成施設長は、柔道整復実技及び柔道実技について財団が派遣する認定実技審査員の審査を受け、卒業の判定の資料とする。」こととなり、制度が発足したものであります。

◆ 認定実技審査制度の実施根拠

柔道整復師養成施設指導ガイドライン（医政発 0331 第 52 号）6 生徒に関する事項（7）で「卒業の判定にあたり、公益財団法人柔道整復研修試験財団が実施する認定実技審査などにより実技能力の審査が適正に行われており、また、その審査結果が記録・保存されていること。」と規定されております。

◆ 認定実技審査員とは

認定実技審査員資格取得講習会を修了した者。資格の有効期間は 5 年間とし、5 年毎に更新の講習を受講しなければなりません。

◆ 認定実技審査員による審査の実施

柔道整復師養成施設指導ガイドラインに基づき、柔道整復実技及び柔道実技の認定実技審査員を派遣し各施設卒業見込者に対し審査を実施しております。

- ・ 企画・実施・・・・・・・・認定実技審査委員会
- ・ 審査時期・・・・・・・・例年 10 月下旬～12 月上旬
- ・ 審査料・・・・・・・・本審査：6,000 円
再審査：6,000 円（ただし、柔道整復実技又は柔道実技のどちらか一方のみの場合は 3,000 円）
- ・ 審査方法・・・・・・・・柔道整復実技 2 ステーション及び柔道実技 1 ステーションの合計 3 ステーションで審査を行う。